

総合評価落札方式の適用について（工事名：令和7年度 御狩野配水池電気計装設備工事）

1 総合評価の落札者決定基準（評価項目及び配点）

各項目の基準日は、別に規定する場合を除き告示日である令和7年6月25日現在とします。

評価項目		配点	評価点の算定方法
価格点		90.0	価格点＝90点×最低価格／入札価格 [小数点以下第3位四捨五入2位止め] ※1 最低価格とは、応札額が予定価格（消費税及び地方消費税を除く）を超えた者、失格基準価格未満で失格となった者及び無効となった者を除いた有効な入札価格のうち最低の入札価格とする。 ※2 入札価格とは、各応札者の入札価格とする。
価格以外の評価点	工事成績	3	評価点＝3.00点×（工事成績点－65点）／（最高工事成績点－65点） [小数点以下第3位四捨五入2位止め] ※1 工事成績点は、茅野市の工事成績評定の対象となった工事（電気工事に限る。）のうち、入札者の過去3箇年（令和4年4月1日から令和7年3月31日まで）に竣工した工事の工事成績評定点を単純平均して求める。 [小数点以下第1位四捨五入整数止め] ※2 最高工事成績点は、全入札者中で工事成績点が最高の者の点数とする。 ※3 工事成績点が80点以上の場合は、工事成績点及び最高工事成績点を80点として計算する。（評価点の計算において80点を上限とする。） ※4 茅野市発注工事の工事成績点を有しない者にあつては、当該入札に参加した者の最低工事成績点から1点を減じた点数を持って工事成績点とする。ただしこの場合の下限は65点とする。
	同種工事実績	1	a 公共機関から発注されたRC造（S造・SRC造含む）で延床面積30㎡以上の建築物に係る電気工事の施工実績が3件以上ある者：1点 a 公共機関から発注されたRC造（S造・SRC造含む）で延床面積30㎡以上の建築物に係る電気工事の施工実績が1件以上ある者：0.5点
			※1 過去10カ年に竣工した工事を元請施工した実績により評価する。
	地域要件	1	茅野市内に本店がある者（本店扱い認定者含む）
	社会・地域貢献	1	除雪・融雪剤散布 茅野市との契約がある者 :
			ボランティア活動 茅野市内における実績がある者 : 0.5点
			水道緊急当番 茅野市内における実績がある者 :
			災害協定 茅野市との契約がある者 : 0.5点
	技術者要件	2	登録電気工事基幹技能者が配置できる者：1点 若手（40歳以下）の主任（監理）技術者を配置できる者：1点
			※1 資格は、告示日現在で取得していることを要件とする。（登録が必要な資格においては、登録完了していることが必要） ※2 若手の技術者は、法令で定める監理技術者等又は現場代理人でも要件を満たすものとし、登録電気工事基幹技能者は、それらの者とは別に配置することを要件とする。
	建設マネジメント労働環境	1	a 経営事項審査の建設工事の担い手の育成及び確保に関する取り組みの状況が30点以上ある者：1点 b 経営事項審査の「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険加入」の項目にマイナス評価がある者：－1点 ※1 労働福祉の状況は告示日現在で有効な直近の経営事項結果通知書により確認する。
	地元活用	1	a 地元企業活用割合（金額比率）70%以上：1点 b 地元企業活用割合（金額比率）40%以上：0.5点
小計		10.0	
総合評価点		100.0	総合評価点＝価格点＋価格点以外の評価点

2 価格以外の評価点申請書の提出

(1) 記載要領

- ① 申請書類は「価格以外の評価点申請書作成要領」により作成してください。
- ② 提出書類の様式集は茅野市公式ホームページより入手してください。

(2) 提出書類

- ① 価格以外の評価点申請書（様式第1号）
- ② 価格以外の評価点算定表（様式第2号）
- ③ 工事成績評定点調書（様式第3号）
- ④ 同種工事成績調書（様式第4号）
- ⑤ 社会・地域貢献実績調書（様式第5号）
- ⑥ ボランティア・公益活動実績の申出書（様式第5号別紙）
- ⑦ 配置予定技術者調書（様式第6号）
- ⑧ 直近に交付された「経営事項審査結果通知書」の写し
- ⑨ 地元企業活用計画書（様式第8号）

(3) 提出締切日等

- ① 日 時 令和7年8月7日（木） 午後5時まで
- ② 受付場所 総務部 財政課 契約検査係
- ③ 提出方法 持参又は郵送によるものとします。
- ④ 失 格 等 期限までに提出されない場合は失格とします。

3 価格以外の評価点の公表

(1) 価格以外の評価結果の公表は、以下のとおり行ないます。

- ① 公表日時 有効札のある開札日の午後5時00分まで
- ② 公表場所 総務部 財政課 契約検査係、茅野市公式ホームページ（入札情報システム）

(2) 価格以外の評価結果について疑義がある場合は、以下により説明を求めることができます。

- ① 受付場所 総務部 財政課 契約検査係 FAX 72-8522
- ② 受付期間 公表された日の翌日から2日目（茅野市の休日を定める条例に規定する休日を除く。）
の午後5時00分まで
- ③ 受付方法 持参又はファクシミリにより提出してください。（様式不問）
- ④ 回答方法 ファクシミリ等により回答します。

4 価格以外の評価内容の確保

(1) 契約締結前に価格以外の評価内容を満たさない事実が確認された場合は、当該落札者又は落札候補者とは契約しないものとする。

(2) 契約締結後に価格以外の評価内容を満たさない事実が確認された場合は、次の各号に定める措置を講ずることができるものとする。

- ① 建設工事請負契約書に基づき契約解除を行うこと。
- ② 建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成21年茅野市告示第98号)に基づき入札参加停止を行うこと。
- ③ 価格以外の評価点を再計算して総合評価点が変わらないように減額変更すること。ただし、次に掲げる場合を除く。
 - ア 技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護等を理由とした場合
 - イ 発注者の指示により価格以外の評価内容の確保が困難になった場合
- ④ 工事成績評定においてマイナス評価とすること。

5 その他

(1) 価格以外の評価項目は、「長野県総合評価技術委員会」において審査した結果であるため、設定内容については変更しません。

(2) 本入札は、茅野市の「総合評価落札方式に係る低入札価格調査制度事務処理要領」に準じた低入札価格調査基準価格及び失格基準価格を適用します。